県立所沢養護学校の学校公開

とき 6月19日㈫／午前9時20分～正午
ところ 県立所沢養護学校（中富南1-1802-7）
内容 ▼概要説明▼授業参観▼施設見学▼懇談会等
問い合わせ 同校就学相談部（☎2994-8733・FAX2991-1005）

保健所でエイズ即日検査を実施

エイズ即日検査は、採血後1～2時間後に結果をお知らせします。検査は匿名・無料で受けられます。

確実に診断するために、感染の心配のあったときから数えて3か月以上たってから受けてください。

◎検査は予約制です。

とき・ところ ▼第1土曜日…午前9時～11時・所沢保健所▼第2金曜日…午後1時30分～3時・所沢保健所狭山分室（旧狭山保健所）
申し込み・問い合わせ 検査前日までに所沢保健所（☎2903-1777・FAX2929-4664）へ電話

水道メーターの交換

市では、有効期限（8年間）が到来する水道メーターを新しいものに交換しています。作業は所沢市指定給水装置工事事業者に委託して行います。該当する方には事前にはがき等にてお知らせします。

また、屋外作業のため、お留守でも実施することがあります。ご了承ください。

問い合わせ 水道部営業課（☎2921-1093）

特許・商標相談会

皆さんのアイデアを権利化してみませんか。特許・商標等に関するさまざまな相談をお受けします。

とき 6月27日㈬／午後1時～5時
ところ 市役所2階203会議室
対象 勤労者、事業主等
相談員 知的財産総合支援センター埼玉・特許情報アドバイザー

◎直接お越しください。

申し込み・問い合わせ 商工労政課（☎2998-9155・FAX2998-9162）へ電話、FAX

固定資産税（家屋）の一斉調査にご協力を

市では、固定資産税の適正・公平な課税を行うため、6月から航空写真をもとに家屋の一斉調査を行います。市の職員（身分証明書・固定資産評価補助員証を携行）が伺いましたら、ご協力をお願いします。

◎詳細はお問い合わせください。

問い合わせ 資産税課（☎2998-9068・FAX2998-9409）

し尿くみ取り業務等を委託

一般家庭のし尿くみ取り業務および手数料徴収業務を委託しました。

委託期間 平成19年4月1日～20年3月31日
委託先業者 ▼加藤商事㈱（けやき台2-31-2／代表者・加藤一博）▼㈱タカヤマ（南永井37-9／代表者・斉藤吉信）▼所沢共栄商事㈲（上安松278／代表者・永井俊行）▼㈲伊藤清掃（小手指町4-8-7／代表者・並木 繁）▼本橋清掃（林1-46／代表者・本橋 晃）

◎仮設トイレ・事業所等のくみ取り業務は、従来どおり許可制です。

問い合わせ 廃棄物対策課（☎2998-9146・FAX2998-9394）

市税の夜間・休日特別納税窓口

市税が夜間・休日にも納税できます。また、電話による納税相談も受け付けています。

とき ▼夜間…6月27日㈬～29日㈮、7月2日㈪／午後5時～8時▼休日…6月24日㈰／午前8時30分～午後5時
ところ 市役所2階・収税課

市税の内訳

市・県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、特別土地保有税、事業所税等

問い合わせ 収税課（☎2998-9409・FAX2998-9073）

道路を快適に利用するために

道路は皆さんのものです。限られた道路スペースを安全かつ快適に利用できるようご協力をお願いします。

■段差ブロック等の撤去

自動車の出入りのため、車庫前などの道路上に段差ブロックや鉄板などを置くと、歩行者や自転車等の通行の妨げになり交通事故の原因にもなります。実際に段差ブロック等による事故も発生しており、事故を未然に防ぐため、道路上の段差ブロック等は撤去してください。

道路との段差を解消する工事の費用は自費となりますが、市へ申請することで、歩道や側溝の切り下げ工事を施工することができます。

安全で快適な道路環境づくりのため、ご理解とご協力をお願いします。

■樹木の剪定（せんてい）

道路にはみ出した樹木は、歩行者や自転車の通行の妨げになります。

また、交通標識の確認ができず、交通事故の原因にもなります。定期的な樹木の剪定にご協力ください。

問い合わせ 道路維持課（☎2998-9168・FAX2998-9152）

観光ガイドブックが新しくなりました

所沢の見どころや散策コースなど満載した観光ガイドブック「とこざわモード」の改訂版を制作しました。

配布場所 市役所2階・商工労政課、各出張所・公民館、所沢駅サービスコーナー、コミュニティ会館等
問い合わせ 商工労政課（☎2998-9155・FAX2998-9162）

指定給水装置工事事業者の指定

▼㈱上杉設備（東京都練馬区中村1-8-2／☎03-3998-2252）▼木下興業（本郷683／☎2945-5544）▼㈲藤城事務所（東京都小平市上水新町3-27-26／☎042-348-8481）

問い合わせ 水道部給水課（☎2921-1094）

平成19年地価公示図書の閲覧

閲覧場所 市役所2階・開発指導課、同1階・市政情報センター、各出張所、所沢図書館本館・分館

◎国土交通省のホームページ（http://tochi.mlit.go.jp/）でも閲覧できます。

問い合わせ 開発指導課（☎2998-9379・FAX2998-9162）

不正大麻・けし撲滅運動にご協力を

5月・6月は「不正大麻・けし撲滅運動」期間です。大麻・植えてはいけないけしを見つけたら所沢保健所へ連絡してください。

大麻の特徴 ▼茎は四角く緑色▼丈は1～3m位になる▼夏、葉のつけ根の雌花を摘むとネバネバする

植えてはいけないけしの特徴 ▼全体に白っぽく茎はほとんど無毛▼葉は浅く切れ込んでいて、茎を抱くようについている▼全体に丈が高く、1～1・5mになる▼色あざやかで、美しい大きな花を咲かせる

▲けしの花

◎詳細はホームページ（http://www.dapc.or.jp/info/index.htm）でご覧になれます。

連絡先・問い合わせ 所沢保健所（☎2922-2167・FAX2920-3082）

第1回

消費者トラブル注意報

【トラブルQ＆A】
実験商法・点検商法にご注意を！

■相談します

6日前、販売業者が「水の検査にうかがいました」と言って、突然家にやってきました。断ったのに上がり込んで水質検査を始め、コップに入れた水道水に薬品を混ぜて、「こんなに汚れている」と、茶色く変色した水を見せられました。

話しているうちに浄水器を取り付けることになってしまい、その支払方法やこちらの支払可能金額を聞かれましたが、浄水器の値段の説明は無く、業者が帰った後に総額30万円だとわかりました。高額なうえに使い勝手も悪いので、解約したいのですが？

■お答えします

これは『実験商法』または『点検商法』と呼ばれる悪質商法です。「無料で点検します」などと言って販売する目的を隠して訪問し、不安をあおったり、強引に契約をさせたりします。

事例は浄水器ですが、このほかにも配水管清掃サービス、電話機の点検、ミシンの点検、ダニ・カビの検査、漏電検査など、商品はさまざまです。いずれも『点検』『検査』などと言って訪れ、不必要な商品を売りつけたり、工事の契約をさせたりします。

このような訪問販売で契約した場合は、契約書を受け取った日を含めて8日以内であればクーリング・オフ（無条件で契約を解除すること）ができます。

また、クーリング・オフ期間を過ぎていても、業者の説明にウソがあったときや、「帰って欲しい」と言ったのに帰ってくれないので仕方なく契約したときは、特定商取引法や消費者契約法で取り消すことができる場合がありますので、ご相談ください。

問い合わせ 消費生活センター（☎2928-1233・FAX2923-8711）

所沢市消費生活センター相談窓口

相談日	月～金曜日（祝休日を除く）
相談時間	午前10時～11時30分、午後1時～3時30分
ところ	旧市庁舎2階（宮本町1-1-2）
相談専用電話	04-2926-0999